

市議会 9月定例会 行政報告（9月4日）

市議会 9月定例会にあたり行政報告いたします。

国保紫雲寺診療所について

はじめに、国保紫雲寺診療所について御報告いたします。

先の6月定例会最終日において、御報告させていただきましたとおり、医師を務める診療所長から、一身上の都合により今年度末をもって退職したいとの申出を受け、今後の診療所の在り方について検討してまいりましたが、その検討結果について御報告いたします。

現状といたしまして、全国的に地域医療においては医師不足が続き、後任の医師を見つけることが困難なこと。人口から見た場合、地域医療としては民間医療機関で充足している状況にあることから、内科の患者数が低迷を続け、地域における存在意義が希薄になっていること。また、ここ10年間の決算状況では実質赤字経営が続いていることなどを総合的に勘案した結果、国保紫雲寺診療所を閉院することは、やむを得ないとの結論に至り、今年度末をもって廃止したいと考えております。

この間の対応^{かん}としては、医師会に状況を説明して必要時の協力をお願いしたほか、去る7月18日は、地元自治会連合会へ当診療所の現状を説明した上で、閉院を視野に入れて今後の在り方を検討していることをお伝えしましたが、出席された皆様からは、特に御意見等^{とう}はなく、おおむね理解が得られたものと考えております。

また、8月17日には国民健康保険運営協議会の場でも、同様の説明を行い、委員の皆様^{とう}に御審議をいただきましたが、診療所の閉院はやむなしとの結論で、市の

意向に御同意をいただいております。

今後の対応といたしましては、現在通院されておられる患者の皆様をはじめ、予防接種や産業医などで御利用いただいております方々に御迷惑をおかけすることのないよう、閉院の周知については、診療所内でのお知らせの掲示や広報しばた、市ホームページなどへの掲載を早い時期から行い混乱を避けるとともに、転院については、医師会と連携し、近隣の医療機関を紹介するなど、特に、医療面において影響が生じることのないよう、努めてまいりたいと考えております。

なお、外来診療につきましては、医療機関を廃止するための各種精算や手続等^{とう}に要する期間を考慮し、閉院1箇月前の平成30年2月末までと考えております。また、関係条例の廃止及び一部改正に関する一般議案並びに閉院に伴い必要となる予算案につきましては、12月定例会等^{とう}で改めて上程させていただきたいと考えております。

西部工業団地に係る裁判の判決及び販売状況について

次に、西部工業団地の土地売買契約に伴い、平成26年5月12日付けで提訴された「売買代金返還請求事件」の裁判結果について御報告いたします。

原告である株式会社マルカサトウは、西部工業団地に事業用地を求め、平成18年8月10日、「新発田市西部工業団地進出に係る覚書」の締結を経て、平成20年8月11日に土地売買契約を締結し、進出をいただきました。

しかし、原告は、市が周辺市道の一部の占有使用を承認し保証したにもかかわらず、その使用が阻害されたことを理由として、土地売買契約が、「^{さくご}錯誤」ないし「^{さぎ}詐欺」により一部無効であり、売買代金の一部を返還せよ、という訴えを起こしていたものであります。

これに対し市は、第一回口頭弁論から一貫して、当該市道の使用について、承認も保証もした事実はない旨を主張してまいりました。

こうした中、本年7月14日、原告の請求を棄却するとの判決が言い渡され、その後原告が控訴しなかったため、市の勝訴が確定いたしました。

これまでの市の主張が認められ安堵しております。

なお、本訴訟に関する弁護士費用につきましては、その金額が確定次第、予算計上させていただきたいと考えております。

次に西部工業団地の販売状況について御報告いたします。

西部工業団地につきましては、販売区画が残り一区画となっておりますが、この度、^{たび}有限会社佐藤製作所及び株式会社トーシスから購入の申込みがあり、これにより西部工業団地は完売の見込みとなりました。平成9年の販売開始以来、議員をはじめ関係各位のこれまでの御協力に対し、感謝申し上げます。

なお、西部工業団地造成事業特別会計につきましても、^{とう}土地売却の^{とう}手続等が完了次第、閉鎖に向けた事務を進めてまいりたいと考えております。

新発田市が管理運営する有機資源センターで発生した肥料取締法違反について

次に、新発田市が管理運営する有機資源センターで発生した肥料取締法違反について、御報告させていただきます。

まずもってこの度は、^{たび}議員各位に、多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

さて、去る7月20日に魚沼市が運営する「魚沼市有機資源センター」が製造、販売していた堆肥が肥料取締法違反に当たるとの報道発表がありました。

この発表を受けて、当市でも7月21日から独自に、家畜ふんを搬入する畜産農家・業者に対し、凝集促進材の使用の有無について、調査を行い、うち2者が凝集促進材を使用していたことが判明いたしました。その後、県による立ち入り検査を受け、肥料取締法に違反する事実が確認されました。

当市の有機資源センターで製造された堆肥を信頼して、御使用いただいた皆様にお詫び申し上げますとともに、「食の安全」を揺るがしかねない事態に至ったことは誠に遺憾であり、申し訳なく思っております。

この肥料取締法違反により、新潟県特別栽培農産物の認証が取り消される方、また、農産物の出荷自粛を行われた方などに損害等が発生することから、現在、個々にその状況をお聞きしているところであり、損害を被る方々への賠償等につきましては、今後、誠心誠意対応させていただくこととしております。

なお、8月10日に開催いたしました肥料購入者等への説明会、そして「広報しばた」8月22日号に添付いたしましたお詫びの文書でも御報告申し上げましたが、肥料取締法違反に当たる当該肥料につきまして、新潟県が行った成分分析、そして当市が独自に行った成分分析、いずれも「当該肥料を使用して生産された農産物について、安全性に問題なし。」という結果でありました。

更に安全を確認するため、当該肥料を使用して生産された農産物である米、アスパラガス、玉ねぎの、食品検査も市独自で行いましたが、その結果は、全てにおいて安全性に全く問題がないことを確認することができました。

多くの皆様方に大変な御迷惑をおかけしたものの、このことで新発田の農産物の安全性は確保できていることを改めて御報告させていただきます。

しかしながら、なぜ、このような事態が発生したのか、につきましては、凝集促進材を含む家畜ふんが特殊肥料の原料として搬入されていたということを全く想

定していなかったためであり、「そんなことはないだろう。」といった危機管理意識の欠如としか言いようがありません。

その結果、このような事態に至ったことに対しましては、市長として重く受け止めており、今後は、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう再発防止に^{しんし}向け真摯に取り組んでまいる所存であります。

そして、この度の事案の重要性に鑑み、市の責任を明確にするため、市長及び副市長が管理監督責任を取り自ら襟を正すこととし、今定例会の会期中に私ども両名の給料減額についての条例案を追加提案させていただきたいと考えております。

最後に、改めて関係の皆様、そして市民の皆様に対して深くお詫び申し上げますとともに、畜産農家・業者の皆さんと共通認識のもと、更に安心・安全な優良肥料の生産に努め、安全でおいしい新発田の食を確立し、全国、そして世界に広めていけるよう精一杯努力してまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。